

議案第 1 4 号

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

福生都市計画新青梅街道沿道地区地区計画の決定に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「もって、それぞれ別表第 2」を「もって、それぞれ同表」に改める。

第 6 条第 4 項を次のように改める。

4 第 1 項の規定は、別表第 1 の 1 の項に規定する国道 1 6 号沿道元狭山地区地区整備計画区域又は同表の 3 の項に規定する新青梅街道沿道地区地区整備計画区域において、町長が都市計画道路の整備、河川の改修、既存道路等の拡幅整備等のためやむを得ない

と認めて許可した場合においては、適用しない。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

番号	区域
1	福生都市計画国道 1 6 号沿道元狭山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「国道 1 6 号沿道元狭山地区地区整備計画区域」という。）
2	福生都市計画箱根ヶ崎駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「箱根ヶ崎駅西地区地区整備計画区域」という。）
3	福生都市計画新青梅街道沿道地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「新青梅街道沿道地区地区整備計画区域」という。）

別表第 2 に次の 1 表を加える。

3 新青梅街道沿道地区地区整備計画区域

(あ)	計画地区の区分	沿道サービス地区 1	沿道サービス地区 2
(い)	建築物の用途の制限	ホテル又は旅館は、建築してはならない。	
(う)	建築物の容積率の最高限度	福生都市計画新青梅街道沿道地区地区計画の計画書及び地区計画計画図 1 に示すとおり	
(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	—	
(お)	建築物の敷地面積の最低限度	1 3 0 m ²	
(か)	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及びその他の敷地境界線までの後退距離は、0.5 m 以上	

		とする。
(き)	(か) の適用除外のもの	次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下であるもの (2) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの (3) 自動車車庫で、軒の高さが 2.3 m 以下であるもの

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

新		旧	
<p>第1条から第4条 略</p> <p>(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物にあっては、それぞれ別表第2(あ)の項の計画地区の区分に応じ、同表(え)の項に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって、それぞれ同表(あ)の項の計画地区の区分に応じ、同表(え)の項に掲げる数値とする。</p> <p>(敷地面積の最低限度)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項の規定は、別表第1の1の項に規定する国道16号沿道元狭山地区地区整備計画区域又は同表の3の項に規定する新青梅街道沿道地区地区整備計画区域において、町長が都市計画道路の整備、河川の改修、既存道路等の拡幅整備等のためやむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>第7条から第14条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>		<p>第1条から第4条 略</p> <p>(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物にあっては、それぞれ別表第2(あ)の項の計画地区の区分に応じ、同表(え)の項に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって、それぞれ別表第2(あ)の項の計画地区の区分に応じ、同表(え)の項に掲げる数値とする。</p> <p>(敷地面積の最低限度)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項の規定は、別表第2の国道16号沿道元狭山地区地区整備計画区域(あ)の項の計画地区の区分の全域において、町長が都市計画道路の整備、河川の改修、既存道路等の拡幅整備のためやむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>第7条から第14条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	
番号	区域	番号	区域
1	福生都市計画国道16号沿道元狭山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「国道16号沿道元狭山地区地区整備計画区域」という。)	1	平成8年瑞穂町告示第62号に定める福生都市計画国道16号沿道元狭山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「国道16号沿道元狭山地区地区整備計画区域」という。)

2	福生都市計画箱根ヶ崎駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「箱根ヶ崎駅西地区地区整備計画区域」という。)
3	福生都市計画新青梅街道沿道地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「新青梅街道沿道地区地区整備計画区域」という。)

別表第2(第3条—第7条関係)

1及び2 略

3 新青梅街道沿道地区地区整備計画区域

(あ)	計画地区の区分	沿道サービス地区1	沿道サービス地区2
(い)	建築物の用途の制限	ホテル又は旅館は、建築してはならない。	
(う)	建築物の容積率の最高限度	福生都市計画新青梅街道沿道地区地区計画の計画書及び地区計画計画図1に示すとおり	
(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	—	
(お)	建築物の敷地面積の最低限度	130m ²	
(か)	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及びその他の敷地境界線までの後退距離は、0.5m以上	

2	平成15年瑞穂町告示第10号に定める福生都市計画箱根ヶ崎駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「箱根ヶ崎駅西地区地区整備計画区域」という。)
---	---

別表第2(第3条—第7条関係)

1及び2 略

		とする。
(き)	(か)の 適用除 外のも の	次の各号に掲げる建築物又は 建築物の部分 (1)外壁又はこれに代わる柱の 中心線の長さの合計が3m以 下であるもの (2)物置その他これらに類する 用途(自動車車庫を除く。) に供し、軒の高さが2.3m以下 で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であるもの (3)自動車車庫で、軒の高さが 2.3m以下であるもの

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。